

入札心得

北九州市上下水道局が行う「次亜塩素酸ソーダ」についての一般競争入札は、地方自治法、同法施行令、北九州市上下水道局契約規程及びその他関係法令に定めるもののほか、この心得によって執行します。

入札参加者は事前に良く読み、間違いのないようにしてください。

1 必要書類の提出

入札説明書に定める書類を提出期限までに北九州市上下水道局施設課あてに提出してください。

2 入札の準備

- (1) 見積にあたっては、仕様書、入札説明書等をよく確認のうえ、入札してください。
- (2) 仕様書等に疑義があるときは、入札説明書記載の期間内に入札説明書記載の方法で質問を行ってください。

3 入札書の記入

- (1) 入札書は、所定の様式を使用し、日本語で記載してください。また、金額についても日本国通貨（円）によるものとします。
- (2) 契約金額は、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印してください。
ただし、入札金額の訂正はできませんので、その場合は入札書を再作成してください。
また、訂正する場合に押印する印鑑も本市技術監理局契約制度課に届けている印鑑を押印してください。
- (4) 入札書の提出方法は、別添入札説明書に記載していますので参照してください。

4 入札の方法

- (1) 入札は、入札公告、入札説明書で示した日時及び場所で行います。入札開始時刻までに到着しないときは、入札に参加できませんので、遅れないよう十分注意してください。
- (2) 入札執行の場所には、入札者（入札参加業者につき1名）以外の立ち入りはできません。
- (3) 入札者は、入札執行について係員の指示に従ってください。
- (4) 入札者は代表者本人又は代表者の代理人とし、代理人による入札を行う場合は、委任状を提出してください。なお、郵便による入札者は代表者本人によるものとします。
※入札に出席される場合の委任状は入札説明書記載の注意事項を留意のうえ提出してください。
- (5) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

5 郵送による入札

- (1) 入札公告、入札説明書で示した期限までに指定した場所に郵送してください。
- (2) 郵送方法については、別添入札説明書を参照してください。

6 入札の辞退

(1) 入札を辞退するときは、入札辞退届を次の各号により提出してください。

ア 入札執行前（令和6年3月27日午後1時30分前）にあつては、指定の「入札辞退届」を北九州市上下水道局施設課（入札説明書の2契約に関する事務担当部局の名称及び所在地を参照）に直接持参してください。

なお、郵送により提出する場合は、北九州市上下水道局施設課に令和6年3月25日午後5時まで到着したものを受理します。

イ 入札執行中にあつては、入札書を投函するまでは、指定の「入札辞退届」を入札担当係員に直接提出することにより、入札を辞退することができます。

(2) 入札を辞退したことで、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

7 入札の中止等

入札者が協定して入札したと認められるとき又は入札に際し不正があると認められるときは、入札の中止、延期又は取消をします。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は無効となります。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- (2) 入札書類が所定の日時まで到着しないとき。
- (3) 入札保証金を納付しないとき又はその額が不足するとき。
- (4) 入札書に記名押印がないとき又は入札金額を訂正したとき。
- (5) 所定の入札書によらない入札をしたとき又は入札書の記載事項について判読できないとき。
- (6) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき。
- (7) 委任状を提出しないで代理入札をしたとき又は他人の代理を兼ね、若しくは2人以上の代理をしたとき。
- (8) 入札者が協定して入札したと認められるとき。
- (9) 入札に際し不正の行為があったとき。
- (10) 再度入札の場合、前回の最低金額以上の金額で入札したとき。
- (11) 前各号のほか、指示事項に違反したとき。

9 入札に参加できない場合

次のいずれかに該当する場合は、入札に参加することができません。

- (1) 入札者が入札開始時刻までに到着しないとき。
- (2) 代理人による入札で委任状が不備のとき。

10 落札の決定

- (1) 予定価格以下で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。
- (2) 2人以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定します。

ただし、郵便による入札者は、その場でくじを引くことができないため、入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くこととなります。

1.1 再度入札

(1) すべての入札者の入札金額が入札予定価格を上回るときは、再度入札を行います。

再度入札を行う場合は、入札参加者にFAXで通知を行いますので、通知後に2回目の入札書類をご提出してください。

(2) 再度入札の回数は、原則として1回とします。

(3) 第1回目の入札における入札辞退者、入札遅刻者、無効の入札をした者は、再度入札に参加することができません。

1.2 異議の申立て

入札をした者は、入札後、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。